



島根県報

令和3年8月24日（火）
第 237 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（ ” ）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	3
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	（建 築 住 宅 課）	4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4
---------------	-------------	---

告 示

島根県告示第546号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年8月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町都万乃木谷906-1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第547号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年8月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町久見大床875-1、875-3、875-4、875-6、875-8、875-10、875-12、菅谷908、連蛇谷923、924、924-2、乃木谷963-1、963-3、中山969-1、北山1000-1、1000-2、栗ヶ谷1029-1、大妻1132-1、1132-2、川越1140-1、小杉1182、ダケ山1206-1、1206-6、1210、1217-1、1217-3
 - 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年8月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町久見屋原612、616、西ノ浦859、ダケ山1224-5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第549号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年8月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町大字美田字カンナガ1300-2、1301-2、1302-2、字文学1304-2
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第550号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、益田市土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

令和3年8月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象区域

益田市高津五丁目イ1592-120

2 認定の年月日及び番号

令和3年8月16日 第1号

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市安来町字内浜1088番、1088番2、1088番3、1089番1、1089番12

面積 1,221.70平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町763-3

グリーン産業株式会社 代表取締役 平井 司